

健康保険被保険者資格証明書

年 月 日 交付

有効期間 年 月 日 から 年 月 日 まで

※ 有効期間は交付日より5日以内、5日以内に医療機関を受診することが不可能な場合は15日を限度とすること

保険者	名 称		保険者番号						
	所 在 地								
被 保 険 者	事業所記号		被保険者整理番号						
	氏 名	(フリガナ)			枝番		性別		
	生年月日	年 月 日	資格取得日	年 月 日					
	住 所								
被 扶 養 者 ①	氏 名	(フリガナ)			被保険者との 続 柄	枝番		性別	
	生年月日	年 月 日	被扶養者とな った日	年 月 日					
被 扶 養 者 ②	氏 名	(フリガナ)			被保険者との 続 柄	枝番		性別	
	生年月日	年 月 日	被扶養者とな った日	年 月 日					
被 扶 養 者 ③	氏 名	(フリガナ)			被保険者との 続 柄	枝番		性別	
	生年月日	年 月 日	被扶養者とな った日	年 月 日					
本 証 明 書 発 行 の 理 由									

上記の者は、当事業所の使用する被保険者で、現にその資格を有することを証明する。

年 月 日

事業所名称

所 在 地

事業主氏名

印

※ 「被扶養者」欄のうち、不要な欄は斜線で抹消すること

健康保険被保険者資格証明書について

健康保険組合の被保険者、または被扶養者となる方が健康保険組合より資格確認書が届くより前に医療機関において療養を受ける必要があるとき、または受給資格を速やかに医療機関等に明らかにする必要がある場合のみ、特例的に「健康保険被保険者資格証明書」(以下「資格証明書」という)を事業主により発行していただくことが可能です。

下記の発行要件にご留意のうえ、手続きを行っていただきますようお願いいたします。

<発行要件>

1. 新規加入者について、当健保組合が実施する医療保険者向け中間サーバー等へのデータ登録および資格確認書の交付、または再交付が行われるまでの間、新規加入者が資格確認書を現に所持せず、かつ医療機関において療養を受ける必要があるときに限り、事業主が被保険者に対し、「資格証明書」を発行することが可能です。

但し、当健保組合が資格取得の確認を行っていない方に対する「資格証明書」の交付については認められません。

事業主は、当健保組合から資格確認を行った旨の連絡を受けた方に限り、「資格証明書」を交付していただくことができます。

2 「資格証明書」の有効期間は、**交付日より5日以内を原則**としますが、当該新規加入者が**5日以内に医療機関を受診することが不可能な場合においては、15日が限度**となります。

3 「資格証明書」の有効期間が経過したときは、速やかに当該新規加入者より事業主に返付し、事業主より当健保組合へ提出していただきますようお願いいたします。